# 第 14 回統計委員会・第 18 回基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成20 年10 月20 日(月)15:00~17:15
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室
- 3 出席者

#### 【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、佐々木委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

# 【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

### 4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第10号「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」に関する中間報告について
- (5) その他

#### 5 議事録

竹内委員長 ただいまから第 14 回統計委員会・第 18 回基本計画部会合同会議を開催 いたします。 本日は、井伊委員、大澤委員、出口委員が御欠席でございます。 それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から簡単に御紹介ください。 内閣府統計委員会担当室長 資料を紹介させていただきます。

議事に従いまして、まず専門委員の発令をいたしますので、そのための資料1。

資料2、専門委員の指名についての資料。

資料3、今回、諮問が造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正についてということで、その資料。

資料4、国民経済計算部会の審議状況について。

資料 5、基本計画の諮問の中間報告について。

資料6、23年経済センサス-活動調査第1次試験調査について。

それに加えまして、参考1~参考9まで、ごらんのような資料を用意いたしております。 御確認をお願いします。

竹内委員長 それでは、本日の議題に入りまして、まず最初は統計委員会の専門委員の 発令等でございますが、本日諮問されます、造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統 計調査の改正の審議に参加していただくために、お手元の資料1にある方々が統計委員会 専門委員として任命されております。

また、部会に属する専門委員については、ただいま御紹介しました新しい専門委員の方も含めまして、資料2のとおりということになります。よろしくお願いします。

続きまして、諮問案件ですが「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」に係る資料について、総務省から御説明があります。

**総務省** それでは、資料3に基づきまして、国土交通省の造船造機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査の改正に関する諮問の概要について、御説明させていただきます。

資料3を御覧下さい。2ページが「諮問の概要」、3~4ページが調査の概要、5ページ以降に資料3の参考資料ということで、造船造機統計調査の統計法第7条第1項の承認事項(いわゆる調査要綱)、9~10ページに新しい調査票、12ページ以降に鉄道車両等生産動態統計調査の調査要綱と、新しい調査票を添付させていただいています。

それでは、元に戻っていただきまして、2ページの諮問の概要に沿って御説明させていただきます。

造船造機統計調査につきましては「1 調査の目的等」のところでございますけれども、 造船造機の実態を明らかにするということを目的といたしまして、昭和25年4月以降、指 定統計調査として毎月実施されているところでございます。

また、鉄道車両等生産動態統計調査につきましては、鉄道車両等の生産の実態を明らかにするということを目的といたしまして、昭和 29 年 4 月以降、指定統計調査として毎月実施されているところでございます。

「2 改正の趣旨」でございますが、今回改正に至りました経緯を若干触れさせていただきます。平成 15 年 6 月に各府省統計主管部局長等会議の申合せで、「統計行政の新たな展開方向」というものが決められたところでございますが、この中で統計調査の整理合理

化、見直し等を進めるということが記述されてございます。

それを踏まえまして、国土交通省の方では、平成 15 年 11 月に、交通統計改善検討委員会という省内の組織を設置いたしまして、これは国土交通省の総合政策局情報管理部長をキャップといたしまして、各部局の総務課長等をメンバーとした検討委員会でございますけれども、この中で、旧運輸省関係の統計につきまして、全般的な見直しを行いました。その中で今回の改正計画が出てきたわけでございますが、その検討の中心が、やはり利用者ニーズと報告者負担の軽減の両面から検討いたしまして、21 年 4 月調査以降、毎月、調査する必要性がなくなった品目等につきまして、四半期調査に変更するというものです。また、調査事項の簡素化等を図るというものでございます。

具体的には、3ページ、まず造船造機統計調査でございます。これは調査の概要にございますように大きく2つの調査から構成されていまして、1つは造船調査。これは毎月末現在で実施しているものでございます。もう一つが、造機調査。舶用機械等の調査でございまして、これを今回四半期末現在ということで、四半期に変更するということでございます。

調査の対象でございますけれども、造船調査につきましては、鋼製の船舶について製造設備を持っている事業所についてはすべて、鋼船以外の船舶、FRP船であるとか木船であるとかといったものについては、総トン数 20 トン以上、若しくは長さ 15 メートル以上のものを製造する設備等を持っている事業所ということでございます。 ちなみに、この規定につきましては、造船法によるものでございまして、これらの製造事業所につきましては、事業開始届が必要になっています。

造機調査につきましては、下に 1 ~13 まで掲げてございますけれども、舶用タービンであるとか、ディーゼル機関であるとか、舶用のボイラーであるとかといった機器について製造する常時 10人以上の従業員を使用する工場、約 630工場を対象とするというものです。

調査の方法、流れでございますけれども、これにつきましては、国土交通本省から地方 運輸局を経由して調査対象にいくというものです。また、郵送調査又はオンラインで調査 を行っているところでございます。

結果の公表でございますけれども、最後の「公表の時期」のところでございます。造船調査につきましては、調査月の翌々月末。造機調査につきましては、調査四半期の翌々月末。それぞれ造船統計月報又は造機統計四半期報ということで公表を予定していくところでございます。

結果の利用のところでございますけれども、船舶製造・修理業等の育成等の行政的な資料として使われているわけでございますが、例えばということで例を挙げさせていただきましたが、中小企業対策として、セーフティーネット保証制度というのがございます。現在、造機関係の製造業につきましては、不況業種の対象となっていまして、信用保証協会からの債務保証の限度額の引き上げとかといったことを決める際の資料としても使われているところでございます。統計的な利用といたしまして、SNAのQEにおいて、鉱工業

生産指数(IIP)に採用されていますので、IIPという形で使われていまして、年次推計の際に、造船の修理であるとか、後ほど御説明します鉄道車両の修理といったものについては、本統計調査結果が利用されているところでございます。具体的には、造船造機統計調査では鋼船、後ほど御説明します鉄道車両等生産動態統計調査では、鉄道車両(新造)が鉱工業生産指数に採用されているところでございます。

4ページ、鉄道車両等生産動態統計調査でございますが、この調査につきましては、調査は4つの調査票からなっています。 鉄道車両の新造、 改造・修理、 鉄道車両部品、

ロープウェイ等の索道運搬運行装置を対象とした4種類の調査票です。従前はこのの鉄道車両生産につきましては、新造、改造・修理は1つの調査票でとっていたところでございます。

今回の改正におきまして、 ~ につきましては、四半期報に変更するということで、 IIPにも採用されています鉄道車両生産の新造部分につきましては、従前どおり月次調査として残すという変更でございます。

調査の期日は、 鉄道車両の新造については月末現在、 ~ の調査については毎四半期末現在で調査を行うというものでございます。

調査対象につきましては、鉄道車両等の製造を行う事業所であって、常時 10 人以上の従業者を使用する、約 90 事業所を対象にしています。

調査の流れでございますが、従前は国土交通省から地方運輸局経由で調査対象という方法をとっていたわけでございますが、今回の改正におきまして、国土交通本省から直轄で郵送、又はオンラインで調査を実施するという改正を考えています。

結果の公表でございますけれども、公表時期のところを見ていただければと思いますが、 鉄道車両の新造につきましては、従前どおり調査月の翌月末までに月報という形で公表い たします。鉄道車両の改造・修理等 ~ の調査につきましては、調査対象四半期の翌々 月末までに季報、四半期報という形で公表を考えています。年度のデータにつきましては、 翌年度9月末日までに年報という形で公表を予定しております。

結果の利用でございますが、1つは鉄道車両製造業に関する行政上の基礎資料ということで、例えば輸出支援施策の展開等の基礎資料として使われているところでございます。また、SNA、IIPといった統計としての利用につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そのほか、大学なり研究所等におきまして、例えばマーケットレポートであるとか、ウィークリーレポートといった形で市場の動向を表すデータとして引用されたりしているところでございます。

2ページ目にお戻りいただきまして、今回の改正内容について御説明させていただきます。2ページ目の3のところでございます。造船造機統計調査につきましては、まず(1)アの調査周期の変更につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

イの調査対象品目の集約は 11 ページを見ていただければと思います。11 ページにこれ

までの調査対象品目と、新しい品目との一覧表を付けてございますが、基本的には、調査 品目について大くくりにして調査対象の記入負担を軽減するというものでございます。

調査事項の変更につきましては、9ページに造船調査票を付けていますけれども、この中で船質という欄がございまして、鋼船であるか、FRP船であるか、木船であるかをとっておりました。しかし、最近の実績を見ますと、木船というのがほとんど実績として表れてこないということがございますので、木船につきましては、選択肢から落としまして、もしあれば備考欄に「木船」と記入していただくというふうに変更するというものでございます。

鉄道車両等生産動態統計調査でございますが、これについても調査周期の変更、調査系 統の変更については、先ほど申し上げたとおりでございます。

ウの調査事項の変更につきましては、最後の 18 ページの調査票でございますけれども、索道搬器運行装置に係る調査票でございます。この中で、従前は需要先ということで、ほかの調査票と同じように、観光事業であるか、輸出であるか、その他であるかという選択肢を設けておったわけでございますが、これについても近年、需要先はほとんど観光事業ということで、輸出その他は実績ゼロという形になっていますので、これも記入者負担の軽減という見地から削除するというものでございます。

今回の両調査の改正結果につきましては以上のとおりでございます。

私ども審査部局といたしましては、統計ニーズへの対応であるとか報告者負担の軽減への対応というようなところから見まして、これで承認して差し支えないのではないかと考えているところでございます。

本日諮問し、12月に御答申をいただければと考えているところです。

私の方からは以上でございます。

竹内委員長 ただいまの御報告のとおりですが、これらは、現在まだある統計法の中での指定統計調査でございますけれども、これは来年度からの新しい統計の法の中では、基幹統計としての生産動態統計というものを、経済産業省ほかいくつかの省庁がやったものも含めて1つにまとめてつくるその中の一つということに多分なるはずです。

そのことは今日の基本計画のところの資料の中の別添にあるとおりということになりますので、とりあえずは旧統計法の下における指定統計としての審議をお願いするということになります。

これについて何か御質問はございますでしょうか。内容的なことはこれから部会で審議 をしていただくことになるわけですが、何か今、問題がありましたらお願いします。

大守部会長代理 済みません、1つ質問させていただきたいのですが、造船と鉄道車両の生産のとらえ方ですが、物によってはかなり長期間かけて作るものがあると思いますが、 進捗ベースというような形でとらえられているか、あるいは出荷の段階で生産ととらえられているか、その辺について教えていただけますでしょうか。

竹内委員長 お願いします。

**総務省** 鉱工業生産指数との関係で申し上げれば、造船については、言わば長期生産物ということでございまして、起工の段階で生産量(トン数)が出てまいりますので、それを進捗ベースで毎月に割り戻して出すというような形にしてございます。

鉄道車両につきましては、基本的に毎月の車両数ということをベースにしながら、ただ IIPとの関係で申し上げれば、言わばいろんな種類の車両がございますので、それを指 数換算いたしまして採用しているところでございます。

竹内委員長 何かほかに御質問はございますか。

少し伺いたいのですけれども、船や何かのストックの方の統計はどういう形であるんで したか。つまり、何万トン今ストックがあるかというようなことはどうですか。どなたか 国土交通省の方がいらっしゃったらお願いします。

国土交通省 造船関係の船舶については登録制度がございまして、こちらの中で行政情報としてどれだけの船舶があり、トン数がどれだけということがあるということ。船種についてもどれだけあるかということが整理されています。

**竹内委員長** それで私が伺いたいことは、生産統計とそのフローの統計とストックの統計の間の整合性というものはどの程度とれているのでしょうかということなんです。

つまり、基本的に言えば、生産 + 輸入 - 廃棄分及び輸出分というのがストックの変動に なるはずという算式上の整合性はとれているのですかということを伺いたいのです。

国土交通省 国土交通省でございますが、トン数と申しましょうか、そういう物理的な量で申しますと、整合性をとるような形で検査 / 測度を行い、登録という形で実施に努めていると思います。

竹内委員長 鉄道車両の方はどうですか。

国土交通省 鉄道車両につきましても、基本的には車両数などが各事業法で報告をして いただいておりますので、基本的には整合性がとれるような形となっております。

**舟岡委員** 部会長の私から質問するのも変ですが、廃船あるいは中古船の海外への譲渡 について、行政情報で登録データとして把握しているのですか。

国土交通省 今、承知しておりませんので、また後ほど答えさせていただきたいと思います。

竹内委員長 私が伺ったのもそういうことで、ストックとフローとの統計の調和がとれているかということは、つまり結構中古船とか中古車両の輸出分があったりなどすると思いますので、その辺を含めて、今、舟岡委員がそれを補足してくださったのです。

何かほかに御質問はございますか。御質問あるいは御意見がなければ、本件につきましては、産業統計部会に御審議いただいて、本委員会で御報告をいただくことにしていきますので、舟岡部会長の方によろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入りますが、国民経済計算部会の審議状況につきまして、吉川部 会長(委員長代理)から御報告がございます。

吉川委員長代理 それでは、私から先日 10月 15日に開かれました国民経済計算部会の

審議状況について御報告いたします。お手元に右上、資料 4 と囲ってある縦長の資料をご らんください。

10月15日の私どもの部会では、1ページ目の下の方から書いてありますが、議題が3つございました。まず(1)が「作成基準について」でありますが、概要はここに書いてあるとおりなんですが、その中からポイントをあえて御報告いたしますが、勘定体系を記述するに当たり、サマリーとしてもやや粗雑な印象を受ける。国連基準のSNAとの対応一覧の内容を本文に記述すれば改善できるのではないかとした御意見があったということです。

あるいは記録原則の発生主義について「一般政府を除く」とあるけれども、基礎統計の制約があるとしても、原則は発生主義とするべきではないかというような御意見もありました。こうしたことについては、勘定体系・新分野専門委員会というのが立ち上がっておりますので、そちらの方で更に議論をすることになりました。以上、議題(1)です。

(2)の議題が「今後の国民経済計算の検討について」ということで、1ページめくっていただきますと、93 SNAの改定について、R&Dと資本サービスの計測ということの問題があるわけですが、この点について賛同していない国も多く、すぐに導入しなければならないものでは必ずしもないのではないか、我が国においても、国際動向を見極めてからでもよいのではないかという慎重論、こうした御意見もございました。必ずしもそれが多数ということではないですが、こういう御意見もあったということで紹介しております。

本勘定にするか、サテライトにするかという議論もあるけれども、各国の状況も来年以降見えてくるので、総合的に検討していこう、大体こういうことになったということです。

今回提示された検討スケジュール案については、細部の決定や変更の状況を適宜広く周 知するようにしてもらいたいという要望があったということです。

観光サテライトの整備ということを課題として挙げているのだけれども、観光だけではなくて、非営利活動等、他のサテライト勘定も検討するべきであるという御意見もございました。大体以上が(2)の議題です。

(3)の議題というのが「工業統計調査を使用しない場合のSNA確報推計の試算及び課題について」ということです。この問題は、委員の方々はよく御存じのことかとは思いますが、現在、平成22年末の工業統計調査が現状では利用できなくなるという可能性が高いということで、その際に、翌年23年につくるSNAの確報で経済産業省の生産動態統計調査で代用する場合に、従来からSNAの精度が落ちるというようなことの指摘があったわけですけれども、具体的にどれほど精度が落ちるのかということを15日の私どもの部会で検討したということでございます。

提出された資料は既にホームページ等で公開されていると思いますし、当日は内閣府からも説明があり、総務省の政策統括官と統計局、経済産業省等、関係府省からもそれぞれ 御説明いただきました。

23年のセンサスの実施時期というようなことについても、委員の中からそれを動かした

らどうかというような御意見もあったわけですが、総務省からはそもそも設定した年月というものにはそれなりの合理性があって、現状で難しいというようなお話もあったわけですが、さてその内閣府から提出された精度がどれくらい落ちるかということで、3年ほどやって、確報ないしは確々報と比べてどれほど落ちているかというのを過去に遡及して実験をやったということなんですが、とりわけ平成17年のところで、外れと言いますか、乖離が大きかったわけですけれども、その結論として、私どものSNAの部会としては、今回の試算値というのは確報と比べて大きな乖離があり、この問題はシリアスな問題であって、SNAの精度という観点から看過できない問題であるということです。したがって、現在、進行中の23年の確報が工業統計なしでそのままでやった場合には、やはりSNAの精度という点で看過できない問題が生じる可能性が高いということです。したがって、この問題を何とかしなければいけないというのが私どもの部会の委員のコンセンサスであったと思います。

そこで、我々の部会としてはどうするかということで、その代替措置が不可能な場合等も考えて、経済センサスの前出しと実施時期についてもどのような解が望ましいのか、これは府省が関係しますので、そうした府省に、再度検討し、私どもの部会に報告してくださいという要請を行ったということで、15日の部会は閉会となりました。

大体私からは以上です。

竹内委員長 今の最後のところですが、検討し部会で報告してくださいということを S N A 部会の方からおっしゃったのですが、そうすると、その S N A 部会としてはその御報告に基づいて、改めて何か結論を出されるということになるのでしょうか。 つまり、それに対して、ここの委員会としては今日はどういうふうに承っていれば良いのか、もう少しはっきりおっしゃってください。

吉川委員長代理 ですから、我々の部会としては、このままではまずい、看過できないということなのです。先ほど私が申し上げましたけれども、ある委員の方は、部会でそういう議論をやったのだけれども、部会の最後には、先ほど申し上げました、もう一度部会で関係府省に検討した上で報告してくださいと、私、部会長として実は申し上げたんですが、ある委員の方は、そもそもこれから起きる問題は、統計委員会の部会ではなくて統計委員会で議論してもらった方が良いのではないかということをおっしゃいました。統計委員会としてしかるべき結論を出していただければ、それは勿論それで結構なわけです。ですから、私は部会長としてどうなのかという委員長の今の御下問で言えば、理想的にはこの委員会で結論を出していただければそれはもうベストだろうと思います。

廣松委員 今の御報告の中で、センサスとの関係はともかくとして、SNA部会のコンセンサスとしては、試算による精度の低下が看過できないという御発言がありましたが、その趣旨は、特に平成 22 年末の工業統計が行われないとそういう状況が起こるということですね。その意味は、平成 22 年末に現行の工業統計調査を行うか、ないしはそれと同等の情報が得られるような調査を平成 22 年の 12 月に行う必要があるとお考えである、そうい

う趣旨の御発言と考えれば良いのでしょうか。

吉川委員長代理 はい。そういうことで結構です。そういう趣旨でございます。

竹内委員長 そうしますと、ただいま廣松委員がおっしゃったようなところで、22年工業統計調査ないしあるいは同等の情報が得られるような調査を 12月に実施した方が良いという結論を統計委員会として出すべきであるというのが、SNA部会の方からの御報告というか御提案と考えてよろしいのでしょうか。SNA部会の方としてそういうのでよろしいのでしょうか。

どうぞ。

内閣府経済社会総合研究所 済みません。その件について、内閣府の方から若干補足を させていただきたいと思います。

まず、第1点、今、廣松委員の方からの御指摘を伺いましたけれども、SNAの確報を推計する上で、今の制度を維持するためには、従来どおり工業統計調査というものを平成22年の12月に実施していただきたいと考えております。

もう一点、経済センサスが終わってからその後の工業統計をどうするかという論点も同時にあろうかと思いますが、センサス後の工業統計調査の在り方についても、調査の実施時期については、引き続き確報推計でデータが利用できるようなタイミングでお願いしたいと考えております。今回、試算をしていただきまして、経済産業省の方には随分御尽力をいただきまして、この席を借りて感謝いたしたいと思います。この試算は、我々の国民経済計算の精度向上を検討する上では、極めて有益なものであったと考えております。

ただ、これは国民経済計算部会でもいろいろ御意見がありまして、財投ですとかあるいは中間投入とか算定企業をもっと増やして調べたらどうなのかとかいろいろな御示唆をいただいております。現在、私どもの方は、実は年末の確報推計作業に入っておりまして、こういうさまざまな検討を深める点は将来の課題としてあると思いますけれども、短期的にはややこの推計をこのまま続けるということは難しく、また、検討の時期ということもいつまでも試算をつづけるというわけにもいかないということを考えますと、例えば確々報の今回の代替的な推計の差がどういう要因でもたらされたのかというような点については、調査が直ちにできると考えておりますけれども、それ以外の点については、このまま試算と作業を続けるということは困難であるということも御了解いただきたいと思っています。

以上でございます。

**竹内委員長** どうもありがとうございます。何かこの点についてほかの方も御意見ございますか。SNA部会の所属の方はどなたでしたか。

**舟岡委員** ただ今、岩田所長もおっしゃったとおりなのですが、SNA部会では、経済センサスが当初計画どおり実行されると、工業統計を使わないことによって、SNAの確報推計の推計精度が低下し、これは看過できないということで問題提起がされていると思います。それに対してどのような対策が取り得るのか、あり得るのかについては統計委員

会の場で、幾つかの案を検討した上で決定するということになるのかと思います。

竹内委員長 ほかの方の御意見も伺いたいんですが、廣松委員、何かありますか。

**廣松委員** 今の御発言がSNA部会で十分検討していただいた結果であり、もし今、御紹介いただいたような結論がコンセンサスであるとするならば、やはりそれは認めざるを得ないと思います。ただ当然のことながら、同時にそれは経済センサス、特に平成 23 年の実査、更には経済センサスの在り方そのものにも関わる点だと思いますから、その点に関して、どういう場で議論するかということと同時に、いつまでに一定の結論を出すのかということも大変大きなポイントではないかと思います。

竹内委員長 黒田臨時委員、どうぞ。

黒田臨時委員 ありがとうございます。はなからきちんと工業統計を使うことの意味と確報に与える影響をちゃんと調べた上でスケジュール、内容について結論を出さなければいけないということは前から申し上げていたことですけれども、それについて今回SNA部会できちんとやっていただいたということは非常によかったと思います。

それを踏まえて、今後、センサスのタイミング、調査内容についてどういうふうに扱うかということについては、舟岡委員もおっしゃいましたけれども、この統計委員会そのものがある意味で責任を負わなければいけないことなので、調査をすべきだと思います。ただ、タイミングがありますから、今すぐそれがすべてできるかということについては、岩田所長もおっしゃいましたけれども、リソースをそこに割かないとなかなかできることではないと思います。

姿勢としては、せっかく統計委員会ができたわけですから、センサスそのものにどういう意義があって、どういう調査をすればすべての日本の統計についてどういう改良がなされるのかということをきちんとエビデンスに基づいて見極めて確信を持ってセンサスの設計をやるべきだということは基本的な方針だろうと思います。それを統計委員会の場でやるとすれば、どういう組織でそれをやるかについては、まさに基本計画の中に盛り込んだ形でそれを進めるべきだろうと思っています。

竹内委員長 美添委員、どうぞ。

美添委員 2 つあるのですが、1 つは、私が今まで伺ったことによると、現在の内閣府の SNA の推計は、四半期速報から確報、確々報に至る過程で異なる1 次統計に依存しているところがあって、整合性がとれないことが指摘されてきた中で、内閣府の中では、十分な時間も人も割けていないことが前提にあると思います。

SNAの推計に関しては、今回精度の試算がなされたわけですから、それを今後も内閣府として実施して、将来的に整合性のある推計方法を模索すべきだとは思います。ただ、そのためには、前回の基本計画部会で言われたことですが、職員の数が十分でない、そのために統計リソースを何らかの形で手当する必要がある。それがないと、仮に今回の問題が切り抜けられたとしても、今後の年報も四半期推計も含めて、SNAの推計が改善されるということは非常に難しいだろう。

特にシステムを修正する余裕がないために、今回は工業統計が必要だという発言がありました。それは時間的な制約があってやむを得ないとは思いますが、今後も同じようなことがあると、新しい統計に対応して推計手法を変えることが困難な状態が続くわけですから、そこを見直すのが最大の課題ではないかと思います。この点は基本計画の中でも統計リソースについて言及しています。これに関しても、推計精度という点から今後も検討を続けてほしいと思います。

私の個人的な感触を申し上げますと、システムを固定してしまうと、1次統計というものは社会が変わるにつれて、名称が同じでも中身は変わっているわけで、端的に言いますと工業統計にしても 10 年前、15 年前と今では、項目が同じであったとしても、企業の回答の質も違っていますし、そもそも調査方法が変わっているわけです。裾切りの問題も発生しています。以前は事業所統計調査で3年に1度、工場が発見されるとその段階で大きく工業統計の工場数が変化してきたわけですが、今は事業所・企業調査の方も2年と3年という周期になったために、補足もれの実態がかえってあいまいになっている。それを形式的に同じシステムとして計算しているということでは改善は望めないわけで、これは非常に重要な問題だと思います。

もう一点ですが、提案されている 23 年経済センサスについては S N A の視点から難しいということであれば、見直すことはやむを得ないと思いますが、経済センサスに関しては旧統計審議会として確定するまでに至らず、私の理解では実施者同士の了解事項として枠組みが決まったものと思います。

統計委員会でも実施者の了解を得て調整するのが現実的だと思います。それでは、2年以上の期間をかけて企画立案をした各省の合意は都道府県まで含めて実施できると決めたと伺っていますが、なぜその決定の時点で、十分チェックできなかったのか。この原因を明らかにしておきませんと、今年度、来年度の集計に関しては何とか対応できたとしても、その後でまた対応が十分できないという危険性があります。だから、経済センスの23年合意に至る過程で何が足りなかったのか、この点を是非明らかにしてほしいと思います。

竹内委員長 吉川委員長代理、お願いします。

吉川委員長代理 過去、問題が発生しているわけですから、問題がなぜ発生したのか、 それをきちんと確認しておく必要があるということは美添委員がおっしゃることには賛成 なんですが、それはそれとして、現在問題があるわけです。

話を整理させていただきますと、中長期的なことと当面のことと2つあると思うんです。これは私どもの15日の部会でもそういう議論はいたしました。中長期的にはセンサスの在り方とか内閣府の方の研究所の推計の仕方等についても改善の余地があるかもしれない。これは中長期的な課題だということ。中長期ということは検討を始めなくて良いという意味ではなくて、検討はできるだけ早く始めるのでしょうけれども、中期的な課題としてそういうことはあるということは私どもの部会でも確認いたしました。

しかし、それとは別に、ある種喫緊の問題として具体的な問題があるということで、こ

れが先ほど初めに廣松委員が御質問されたことで私もお答えしたかと思うんですが、個別具体的な喫緊の問題として 23 年の確報に関すること、22 年末に得られる情報に関わることがあって、それに関して私どもの部会では、先ほど廣松委員の質問に答えさせていただく形で明確に申し上げたと思うんですが、要するに、今のままの計画どおりだと問題ありということです。言ってみれば、このままでいきますと、23 年 S N A 確報、大げさに言えば精度の意味で氷山にぶつかってしまう、大問題が発生するという意味で、22 年末の情報に関して改善の余地がある、あるいは改善しなければいけない余地があるなどという言い方で、改善しなければいけないというのが 15 日の部会での私どものコンセンサスだったということでございます。

黒田臨時委員 今、吉川委員長代理のおっしゃったとおりだと思うんですが、美添委員の理解されていることと私は少し違うので1つだけ意見を言わせていただきたいと思う。今回の23年のセンサスの実施時期について、22年の工業統計が抜けることの問題というものは、システムの問題というよりも22年の調査をもし定期的に普通どおりやっていれば23年度の末における確報でその情報を使うことができるが、残念ながら22年の工業センサスをやらないで23年の経済センサスにそれを乗せる形ですると、その年末の23年、確報を出す段階で、その情報が使えないということにあって、システムを改善することによってそれが使えるようになるということよりも、情報そのものが欠落してしまうということが大きな問題なのです。

したがって、勿論リソースが足りなくて、システムを改変できない、する余裕がなかなかないということも1つ問題ですけれども、今回の問題としてはむしろ、情報に欠落があることがはっきりしてきた、そこが大きな問題だろうという気が私はしているんです。

**廣松委員** その点に関しては、平成 16 年以降、検討会を立ち上げ枠組みをつくり、それを前提としてワーキンググループで検討したという経緯があります。したがって、22 年に工業統計調査を行わずに 23 年の経済センサスー本にすると、今御指摘のような問題点が起こるということはある程度事前にわかっていました。ただ、現時点に来て、それが先ほどの吉川部会長のお言葉だと、喫緊の問題としてなんらかの形で解決せざるを得ない状況になってきた。したがって、それに対応するために 23 年 12 月に工業統計調査ないしはそれに相当するような調査が必要であるということは理解いたしました。

ただ、私が一番心配しますことは、現在のSNAに関する速報、確報、確々報のシステムというか、コンピュータの意味でのシステムではなくて、その制度が固定化されてしまうことにはかなり問題があるということであって、その点についてはSNA部会において十分御議論いただいた上で、統計委員会として判断すべきであると思います。

竹内委員長 ほかに何か御意見ございますか。

舟岡委員、どうぞ。

**舟岡委員** 多分、美添委員の発言にあったシステムというものは、推計システムに密接 に関係しているのだと思います。第 2 ワーキンググループや S N A 部会でこれまで出され た意見として、本当に工業統計を利用してSNAの確報推計を行うことが精度の高い結果をもたらすのかどうか。より適当な別の推計の手法もあるのではないか。各種の統計情報をフルに活用して推計する方が、推計精度が上がるわけですから、工業統計に中心的に依存するよりは、使える情報があったら、生産動態統計などはその代表的なものかと思いますが、そういうものまで含めて利用することを考えた方が良いのではという意見がありました。ただし、これについては短期で片がつく話ではなくて、中長期的に取り組むべき課題でしょうから、中長期的にはより精度の高い推計方法を追求すべきであるとの意見があったことは申し伝えておきます。

**美添委員** 黒田臨時委員が私とは理解が違うとおっしゃったことの半分は今の舟岡委員の説明のとおりで、推計のシステムに関してはいろいろな改善点があり、それに対して直ちに人材を投入できないところが問題なので、先ほどの繰り返しですが統計リソースについては特段の配慮が必要だと思います。

もう一つ、黒田臨時委員の回答と私がすれ違っていることは、経済センサスの枠組みに関して、私の理解では、工業統計調査の実施時期についても合意が得られていたはずです。だとすると、工業統計と生産動態を適切に使うことによって推計ができるシステムを前提にしていると理解したわけで、それが使えないという判断がどの時点でできたのかは相変わらず私にはわからないので、そういう意味ではシステムの対応の遅れではないかという印象がぬぐえません。

竹内委員長 黒田臨時委員、どうぞ。

**黒田臨時委員** 経済センサスの枠組みを議論されるときに、問題は使える情報で、どこまで動態統計を使うことが可能であったか、そして新しくやられる経済センサスの情報がどこまで動態統計を補完するものであり、現在の工業統計とどういうギャップがあり得る可能性があるのかということについて、どこまで精査されたのかというのが1つ問題で、当時、私は内閣府の研究所の所長をしていましたので、私の責任でも勿論あるので、それは大いに反省しているところですけれども、統計委員会がせっかくできたんですから、まさにエビデンスをきちんと積み上げてそれを精査するということが統計委員会の一番必要な姿勢だと思うのです。

それを前にやったからということで、統計委員会で現在いいかげんに見過ごすということ自身が、統計委員会をつくることの意味と反することになるので、反省すべき点は大いに反省しますし、私が責任をとるべき点は責任をとらなければいけないですけれども、それ自身を是非理解されて、今回もう一度フランクにやり直した方が良いものはやろうというのが、多分統計委員会のあるべき姿勢だろうと思うのです。

**吉川委員長代理** ですから、何人かの委員の御発言を伺っていると、私の目から見ると余り生産的でないんです。つまり、過去のことをいろいろ言っていてもしようがないので、現在が問題になるので、ここから何をやるのがベストかということで、これも繰り返しになって恐縮なんですが、問題は2つあるというのが私の部会の理解でもありますし、また

何人かの方が今日も言われたことだと思うのです。

中長期的なことと個別具体的な平成 22 年末の情報の 2 つの問題があるわけで、前者についてはやらなければいけないことということは確かに幾つもあるのだろうと思います。 そのことについては私どもの部会でもまた議論させていただくことになるでしょうし、 また統計委員会とのフィードバックというのもあるのだろうと思うのです。 それはそれとして、もう一つ、個別具体的な平成 22 年末の統計情報に関することは、 それなりに喫緊性があって、 先ほども委員長の御下問に対して私がお答えしたとおり、 理想的にはこの統計委員会で決着をつけていただければベターだと思います。 実は私は 15 日の部会では、もう一度我々の部会をということを部会長として発言したんですけれども、 しかし理想的にはこの委員会で決着をつけていただければ、 もとよりその方がベターだろうと思います。

竹内委員長 私に整理させていただきたいんですけれども、今、吉川委員長代理が2つ問題あるとおっしゃいましたけれども、私は3つ問題があると思っていまして、1つはとにかく平成22年の工業統計調査をどうするかということで、これはもう近々に決めないとすべての準備を始めるのが間に合いませんので、とにかくするならする、しないならしないと決めなければいけないわけであります。

もう一つは、実はそこでもし 22 年に工業統計調査をするとすれば、それは 23 年の経済 センサスの内容にいろいろ響いてくるわけですから、そこで 23 年の経済センサスをどうす るか、あるいはそれとともにまた 23 年の工業統計調査をどうするかというようなことがす ぐ結び付いてくる問題なので、それは次のステップの問題だと思います。

そこである意味では 23 年の経済センサスが過渡的な形になったとして、将来理想的と言うのですか、望ましい姿としての経済センサスをどうするかというが第 3 の問題としてあると思うのです。

本来こういうことは切り離して論じなくても良いように物事が進められるべきであったんですが、これは今から言ってもしようがないわけですので、少し話の順序が混乱しているところがありますが、この責任がどうのこうのということを今は言う気はありませんので、その点はこれ以上私は申しません。

しかし、そこで当面とにかく 22 年をどうするかという問題があるわけで、それについてはできる限り 22 年にどうするかについて決めたことが、その後の第 2 ステップ、第 3 ステップに悪い影響を及ぼさないように決めないといけないということがまずあると思います。

そこで、これは私の判断で皆さんにお伺いしてそれで良いかどうか決めたいのですが、 内閣府でいろんな検討をSNA部会で詳しく検討していただいたようでありますけれども、 そのことを前提にすると、やはり平成 22 年の工業統計調査、あるいはそれとほぼ同等の情報を与える調査は、何がしか行われなければ非常に困ったことになるということについて はそうなのではないか、統計委員会としてもSNA部会で詳しく検討された結論を受け取 るべきだと思います。

そういう状況にあって、平成22年にも工業統計調査を実施していただくということが、

実際の問題として可能かどうかというようなことについても、まず経済産業省にもお伺い したいんですが、いかがでしょうか。

経済産業省 済みません、経済産業省です。今回の試算等の作業を通じて、今御議論ありましたけれども、ある意味でSNAの推計方法の抜本的な見直しが不可欠だということを実は改めて認識をしたし、今回の試算値が本当に真の値かどうかについて評価もしなければいけないし、十分な分析が必要だと思いますけれども、一方で、今ありましたように、抜本的な見直しをここ1~2か月でできるかと言うと、これはとてもできない、時間的余裕がないということも認識しております。このタイミングで現在の枠組みを再検討するということは非常にある意味で心外で、実査体制ということを考えると非常に難しいものがあるとは考えますけれども、そういった今の委員長の御示唆から、先ほどの委員会の先生方の御議論を踏まえて、経済センサス、工業統計の実施時期、実施方法についてとりあえず見直しが可能かどうか検討をさせていただきたいとは思っております。

ただし、これも従来ありましたけれども、短期と中長期というのを考えたときに、この見直しをするとしても、あくまでこれは過渡的措置だと我々は認識したいと思っております。本質的にSNAの抜本的見直しをどうするか、経済センサスを始め1次統計との関係をどうするのかということは並行してしっかり検討して、しっかり実現をしてもらいたいし、もしこれでリソースの問題があるのであれば、経済省としても、当方もリソースは限られていますけれども、精一杯の協力をして、中長期の見直しをしながら、例えば次の次の経済センサスまでにはちゃんとした1次統計、2次統計を連携した合理的な強力な調査体制を目指して、これはこれで並行して検討していくということを改めて前提にしてほしいし、今回の試算もその第一歩だという位置づけで統計委員会でも御議論いただければと思っております。

もう一つ、平成 22 年の工業統計調査だけで議論をできるかというと、私はできないと思っていまして、やはり平成 22 年の工業統計、23 年の経済センサス、その後、23 年の工業統計をどうするのかという 3 つの統計を合わせて議論しないと、実査体制のことも含めていくと難しいし、もともと経済センサスと工業統計の関係から言っても、一体で議論をするという意味では、単純に平成 22 年度工業統計の復活というのもいかがなものだと思っております。

そういった意味で、いろいろなその範囲の中での案を考えながら、経済センサスと工業統計をどうするかも考えながら、その辺は過渡的措置とは言え一体でとりあえず検討を始めさせていただきたいし、これに関しては当然、総務省さん、地方公共団体の方ともいろいると相談しながら検討をさせていただければと思っております。

**総務省政策統括官** 経済センサスの枠組みについてとりまとめに携わった立場から提案をして、少しコメントをさせていただきたいと思います。

とりまとめに当たりまして、どういう経緯だったのか、あるいはどこが足りていなかったのかということについては、確かにいろいろなことがありまして、反省すべき点もある

と思いますが、そこは余り生産的でないということで今日は省略をさせていただきまして、ただ、今の枠組みと言いますか経済センサスというものは 16 年以降閣議決定を踏まえて検討してまいりましたけれども、これは同一の時期に全産業を事業者ベースで調査する。非常に野心的な取組をやろうということでございまして、これは非常に実査体制とか考えますと、23 年の7月という時期にやることが唯一できる方法であって、それに合わせてほかの統計も整理をしていくという中で唯一の解ではないかというのが、今までの議論であったということなんですけれども、言わば寄木細工のようにいろいろ組合わせて、唯一できる解というのを示していただいたということであると認識をしております。

そういう意味で、そこの何本かのコアであるものの 1 つの工業統計というものが、23 年の 7 月ではなくて 22 年 12 月に引き続き自主的に行われるということであるし、その寄木細工の前提条件のところがずれてしまいますから、そういう意味では従来のセンサスの枠組みというものは多分維持できないということは間違いないと思います。

これが今お話のように、SNAの方でどうしてもそこに大きな問題が出てくるということが部会で明らかになったということでございますので、それを前提すれば勿論、検討をし直さなければいけないと思いますけれども、その検討をし直す前提条件が22年だけで済むのか、工業統計を実質的に年末にやるということは、23年もあるいは24年も後ろが見えないということでずっと検討しなければいけないのか、ここは検討の前提条件として大きな問題があるので、そこはどう考えるかということが1つとあると思うのです。

もう一つ、2点目の問題は、この後、全体を見直すということによって、目指すべき経済センサスそのものという姿は多分変わらないと思いますが、その時期は変わってくることは言えないと思うのですけれども、従来この基本部会で、経済統計についての重要性ということは随分議論されてまいりましたが、それはぎりぎり 23 年をできるだけ目指してやってきたわけでございますけれども、そこは性格が変わってくる。多分、今まで枠組みで目指してきたものは、23 年ではなくてその次ぐらいを目標にせざるを得ないだろうと思います。

ただ、だからと言って、では 23 年に何もしないというわけにも勿論まいりませんで、与えられた可能な範囲の中で、各府省と相談をしながら、最善何ができるかということを検討していかなければいけないと思います。

その場合でも、23年の調査というものは、将来のあるべき経済統計に向けての第一段階のような位置づけにならざるを得ないだろうという前提で進んでいくということをコメントさせていただきます。

竹内委員長 何かこのお話でありますか。

東京都統計部 先ほどから実査体制ということで、経産省さんからもお話しいただいておりますけれども、全体から見て非常に重要なことなのかも知れないんですけれども、今、21年、23年のセンサスに向けて、地方ではかなり具体的に実査体制についての検討を進めております。今日、22年12月の工業統計というお話も出ましたけれども、実際に実査の

方で耐え得るのかどうかという懸念もございます。

ここでこと細かなことを申し上げても仕方がないと思いますので、是非地方としてもどういう影響があるのかないのか、その辺を早急にお示しできればと思っておりますけれども、やはり私どもとしては、枠組みを前提にある程度実務的に詰めてきたという過去の経緯もございますので、にわかにはいそうですかと言えないというような実態もございますので、一応申し上げさせていただきます。

竹内委員長 今お話しの点もよくわかるのですが、結局 22 年に工業統計調査をするとすれば、23 年の経済センサスの枠組みが、今、中田さんがおっしゃったようにずっと検討してきたものだけれども、これはやはりかなり大きく変わらざるを得ないことになるということでありまして、私としては経済センサスは非常に重要なものでありますから、一番私が恐れていることは、22 年に工業統計調査をするということで、実はこれでもう経済センサスに関する話は全部御破算だと、元に戻ってしまうということになることです。それは絶対に避けていただきたいと思います。

そうでないと、何のために議論していたのかわかりませんので、ということはつまり 2 3 年をどうするかということをもう一度真剣に検討しなおしていただかなければならないので、つまり 23 年にはもうやれなくなってしまったから、工業統計もずっと年末に実施する、ほかの調査も前と同じように実施するということでは 23 年の、ある意味では今まで一生懸命いろいろ議論してくださったことが無駄になってしまいますから、それは是非避けていただきたい。

したがって、22 年に工業統計調査をやったとしても、23 年の経済センサスを、何らかの意味で修正した枠組みでやっていただきたいし、その修正した枠組みは、やはり 23 年はそういう意味では過渡的なものにならざるを得なくなりますが、将来の経済センサスの理想的な姿への第 1 歩になるようにやっていただきたいということが基本であります。 そのために、十分検討をしていただきたい。十分な検討というのも、実は 23 年のことの十分な検討というものはもう時間がそうないわけでありまして、そのことも前提にして、十分検討していただきたいということです。

そこで、一応 22 年 12 月の工業統計調査の実施が必要であるということは SNA 部会における結論でもありますし、統計委員会としてもそういうことが必要ではないかと一応皆さんもお考えになっていらっしゃると思うのでありまして、そういう意味では総務省、経済産業省はいろいろな関係府省ともよく相談していただきまして、地方の方とも御相談いただいて、その具体的な実施がどういうふうに可能であるかということを検討していただいて、11 月 10 日、次の本部会までに御報告していただきたいと思います。

そういうことは別にとにかく中長期的なやり方も含めて経済センサスの実施に関しては、 実はいろいろな問題があることでありますから、今後もますます議論していただきたいと 思うのですが、そこで、経済センサスの実施とも含めて、工業統計調査を 22 年 12 月に実 施するということも含めて、その点について統計局の方から何か御意見ありませんか。 **総務省統計局** これまで皆さんに御発言いただいたとおり、大変重大な問題であるという認識を持っておりますので、これから是非真剣に検討してまいりたいと思います。

ただ、先ほどお話があったことの繰り返しになりますけれども、これは相当微妙なバランスの中で出された問題なので、これを変えていくとなると、先ほど東京都からの御発言もありましたとおり、非常に難しいところでございまして、どういう選択肢があるのかというのを我々自身も見えないところでございます。

観念的には幾つか考えられますが、この選択肢の中でデメリットが相当あるということになってきます。そういった中でどれが相対的にベターかという観点から選ぶということになってくると思います。果たして 11 月 10 日までにどこまで結論が出せるかということもございますので、少しお時間をいただくこともあるかもしれませんが、真剣に検討して、特に調査を担っていただきます都道府県、市町村の御意見もお聞きして、良い答えを出してまいりたいと思います。

こういう調査を行う上で大事なことは、回答者の負担、また回答者が正確に答えていただけるかということですし、また事務を担っていただく地方のことも重要ですので、予算の確保という点もございます。つまり、これまでは1本で調査を行うことにしていたのを2本に分けて行うので、どうしてもコストが増えてくる問題があり、どういうふうにクリアーするかということが、恐らく各方面からのお知恵、御協力が必要であると思います。また場合によっては、ある部分データが十分でないことも起こり得るわけですので、そのときにはSNA側にも推計の方法で工夫していただくということが出てくるかもしれないと思います。いろんな選択肢を挙げながら、一番合理的と思われるものでまとめていくということが必要であると思いますので、私どもも関係の方々と力を合わせて、最大限の努力をして良い答えを見つけてまいるようにしたいと思っております。

竹内委員長 何かまだ御意見ございますでしょうか。

内閣府経済社会総合研究所 1点、内閣府の方から補足させていただきたいと思います。今回の件につきまして、内閣府として内心忸怩たるものもございます。これは精度向上のために、本来もっとしっかり取り組むべきであったことが、ある意味では課題として残されてきて、それで今回経済産業省の方にも随分御迷惑をおかけしてしまったのではないかと思います。そういう私どもの従来至らなかった点について、誠に申し訳ないと思っております。

結果として、経済センサスの枠組み見直しの検討をお願いするということになりまして、 先ほど美添委員あるいは廣松委員から御指摘がありましたけれども、平成 16 年からこの問題をずっと検討してこられた先生方、関係府省の方々に、これまでの決定をある意味ではもう一度見直してくれということをお願いするようなことになって、これも大変申し訳なく思っております。

先ほど東京都の方から御発言がございましたけれども、特に実査を担われる都道府県あるいは市町村の方々には、この検討の見直しの検討ということについて、どうしてこうな

ったのかということを内閣府としても丁寧に御説明して、できるだけ御理解をいただけるようにしたいと思っております。結果として、今回のこういった検討は、SNAのQE、確報、確々報を全体の精度向上というようなことにつながっていけば大変うれしいと考えております。

以上です。

竹内委員長 吉川委員長代理、お願いします。

吉川委員長代理 確認させていただきますが、初めに御報告したとおり、私どもの部会で 15 日に議論しまして、私どもの部会でもう一度議論させていただくと 15 日時点では部会の委員の皆様方にも申し上げたのですが、今日の議論を経て、この問題は非常に大きいので、この統計委員会の方で引き取っていただくというか、こちらで議論をしていくという理解でよろしいですね。

竹内委員長 その点につきましては、もう一度部会で議論していただいて、その部会の結論をもう一度ここで議論するということは時間的余裕がないと思いますので、そういう意味では次の基本計画部会である 11 月 10 日の部会に最終的な結論の御報告を期待することにしたいと思います。

私としては、今回の問題は非常に不幸ないきさつもあったと思うのですけれども、当面とにかく 22 年の 12 月に関しては工業統計調査あるいはそれとほとんど同等なものを実施していただくということが必要であるということは、統計委員会の認識としてよろしいのではないかと思います。

舟岡委員 基本計画部会ではなくて、統計委員会ですね。

竹内委員長 統計委員会の結論として出させていただいたということにして良いのではないかと思います。基本計画部会ということになりますと論理的には基本計画部会と同じレベルになりますので、一方の部会の結論をもう一つの部会として承認するというのは少しおかしいのではないでしょうか。ただ、私としてははっきり申し上げたいのは、基本的には将来というか 23 年の経済センサスを含めて経済センサスに関しては、そもそも経済センサスを実施することは本来SNAの精度向上にも大いに役に立つはずで、それは工業以外の部門というのが非常に大きいわけでして、これはGDPで言えば 70% ぐらいが工業以外なわけですから、そういうものを付けますと、それは本来SNAの精度向上に経済センサスが大いに有効であるべきであるので、何か経済センサスを実施することとSNAとか背反する方向であるように理解することは非常に間違っていると思いますので、それはそうならないような方向で今から議論していただきたいと思っています。

そういう意味で、今後、この経済センサスの具体的な実施方法に関するご議論はこの基本計画部会で今後もさせていただきたいと思います。とりあえずとにかく 22 年 12 月に工業統計調査を実施するということについて具体的に実施がどういう形で可能であるかということについて、経済産業省を中心として御検討いただいて、11 月 10 日までに御報告をいただくということにとりあえずさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

経済産業省調査統計部 済みません、1点だけ。まず11月10日までに勿論、経済省は検討しますけれども、先ほど地方の方の話も含めてということは、とても20日間でできるような話ではなくて、むしろこういう形で地方の方とも相談をしていきたいというベースとなるようなところをまず御相談したいと思っているのと、これは先ほど申し上げたように工業統計だけの話ではなくて、経済センサス全体の話だとして我々はとらえているし、そうやって議論するしかないと思っていますので、経産省だけでやるのではだめかと思います。やはり総務省さんと関係者の方と一緒にどうしていくかと絵を描いて、11月10日に御相談をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

**竹内委員長** 勿論そういうふうにお願いいたします。ということで、この問題の結論は この辺でよろしいですか。

**総務省政策統括官** 基本計画部会かあるいは統計委員会かという場のお話がありましたけれども、これは多分いきなり統計委員会でやるということは難しいと理解をしています。やはりこれは諮問がない段階でどういうふうに委員会で議論していくということかは難しいので、今、議論としてありますものは、基本計画を議論していく中で議論をされてきたということでございますので、当面その基本計画部会の中で基本計画をどうするかということに関連して議論をしていただかざるを得ないのではないかと思います。基本計画が成立した後には、それのフォローアップとかという形でやれば、統計委員会でできるかもしれませんけれども、当面いきなり統計委員会でやるということは難しいと思います。

竹内委員長 その点はわかりました。

**舟岡委員** これから後の議題になると思いますが、基本的な計画についてというところ についても手直しをするということが前提ですね。

**竹内委員長** 基本計画の文言の中に訂正を必要とする部分が生ずるかもしれないと思いますので、それはその場で議論していただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 それは今まさにおっしゃったようにその場に応じてでして、結局今もお話しがあったように、23年の調査というものは基本計画実施中の調査になりますので、ですからそれについて基本計画部会で議論することに関してはそれで問題がない。ただ、それを具体的にどういうふうに基本計画の中に書くかということ関しては、委員の方々の総意を得て、書き込める部分は書き込むという整理をなさるということでよるしいですか。

竹内委員長 それでは、この件はこれで一応結論を出していただいたことにして、基本計画に関する中間報告案について、本日の議論で委員会としての結論を出させていただきたいと思いますので、そこで現在、先日からいろいろ御意見をいただいて修正していただいたことを中心に今日は論じていただきたいと思います。

それでは、とにかくこの基本計画部会中間報告案の本日の案について、室長の方から御 説明をお願いします。

**内閣府統計委員会担当室長** 時間が押していますので、手短に申し上げます。資料 5 を

ごらんいただきたいと思いますが、まず 10 ページで、国勢統計、国民経済計算、経済構造統計のところで、特に経済構造統計の箇所です。前回の川崎局長からの御提案もありまして、そこの部分に関しまして、10 ページの下の部分、11 ページの上の部分で中長期的な作業スケジュールのことまで含めてこのように記載しております。

11 ページの下の方ですけれども、国民経済計算に関しまして、これは前回野村委員からのペーパーをベースにほかの委員の方の御意見も踏まえながら、このように書き直してあります。

15 ページのストック統計のところでも、ここも野村委員からのメモをベースにして、ほかの委員の先生の御意見を踏まえて書き直して記載しております。

少し飛びまして 25 ページはリソースのところですけれども、前回もお示ししたように、SNAの国民経済計算の部分でどういう点に現状問題が生じているかについて、世界標準との整合性という点でどういう問題があるか、リソースがどのくらい足りないかというようなことを書き加えた上で、26 ページのところで国民経済計算に関する問題を着実に解消するためにリソースの確保を図るというような具体案を書き込んであります。

27ページは、地方分権との関係で前回も議論になったところですが、注を除く一番下の行「最終答申の取りまとめまでの間に、本委員会としての見解を明らかにする」という書きぶりしてありまして、今後、地方分権改革推進委員会の動向を見ながら、この文章をどういう形にするか委員会の見解をまとめるという形でいきたいと思います。

28 ページもいろいろ御意見が出たんですけれども、地方との連携の必要性についてもう 少し具体的に書くべきではないかということで、下線部のような修正をしてあります。

ということで、以上が修正点です。

**竹内委員長** そのほかにも細かい字句の修正等がずっとあるようですけれども、いちい ちやっていると時間がありませんから、今、御指摘のあったところでご意見ありますか。

内閣府統計委員会担当室長 済みません。もう一つ、つけ加えまして、別表と別添という具体的に計画の内容や基幹統計に指定すべきもののリストですけれども、これも前回の我々の方の整理といたしまして、時点がしっかりと書き込まれていないものに関して、明確に記述を書き込んだということで、下線部が入っているものに関して、特に委員の方の御意見がなければ、「P」と書いてあるペンディングのところ、例えば別表 14 ページの新たな分野の環境統計の辺りもPになっていますが、ここのところが問題ないということでしたらPを取った形で中間報告とさせていただきたいと思います。

別添の部分は、基幹統計のことに関してですけれども、ここも同じように事務局の方で実施期間、例えば2ページのところ、現在推計人口では、23年度までの整理に向けて 22年度から所用の準備を開始する。おおむねこのような書きぶりになっているのですけれども、こういう形の表現にしてあります。ここも特に問題がないということでしたらば「P」を取った形で、今回の中間報告段階での別添とさせていただきたいと思います。

以上です。済みませんでした。

竹内委員長 それでは、順にやっていこうと思います。初めに 10 ページの「(3)国 勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性」というところについては、何か御意見ご ざいますでしょうか。

先ほどのいろいろな議論についても、特にこの表現ならばそう影響はないかと思うんで すが、どうぞ。

経済産業省調査統計部 先ほどの議論を聞かれて特に問題がないと思うのですけれども、1点だけ経済構造統計調査は「平成23年に予定されている」という文言が入って、基本的にはこれで良いと思っているのですけれども、一応検討の対象として経済センサス、23年7月に行っているものを半年ずらして1年遅れてずらすようなことも検討の選択肢には入れてやっていきたい。別にそうするという意味ではないですけれども、検討の幅を広げてやっていきたいので、この23年に予定されているという表現については、経済センサスの半年遅れもあり得べしという検討の幅を与えておいていただけるとありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

竹内委員長 それはつまり具体的な検討結果はこの表現と合わないことが起これば、何らかの表現に変えることがあってもここに書き込むということについて前提にしたいので、 当面、現在の案としては平成23年に予定されているという表現にさせていただきたいと思います。これは切ってしまうといつやるのかわからなくなりますから、それは困ると思うのです。

**経済産業省調査統計部** むしろ書いてほしいとは思っているので、ただ意味合いとしては、それぐらいの幅があることだけ御了解いただければ。

竹内委員長 ですから、それが平成 24年の3月なり平成 23年度とするかとか、あるいはその次に 24年にするかという表現の変更はあり得るということで、そういうことで了解しました。12月の最終報告までには詰めることにしたいと思います。

それでは、ほかにこの点については何かございますか。

思い出された後でも良いのですが、その次にいかせていただいて、11ページの「(1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」という文章についてはいかがですか。

**廣松委員** 新しい文章は追加しないという原則は伺ったのですが、この部分を読んでみまして、12ページのところ「四半期推計の改善では」という段落に多分合意されていると思うのですが、先ほどの議論との関連でいくと、速報、確報、確々報という現在の推計システムとのそれぞれ整合性という問題点に関して、ここに1文入れても良いのではないかと思います。

竹内委員長 その辺はどうでしょうか。事務局で作文して入れていただければ、入れていただいても良いかと思いますけれども、特に廣松委員もこういう表現という御提案があれば寄せていただいて、入れていただけるならばそれでも良いかと思います。

大守部会長代理 反論ではなくて、御趣旨には全く賛成ですが、 2 行目の「(リビジョンスタディ)の実施」というものは、まさにそこの問題意識を踏まえていますので、若干

文言を追加する程度なのかと思います。

竹内委員長 わかりました。この表現はこの辺で良いのではないかと思います。速やかな対応が必要なものとして、公的分類の基準とか、これにもしあれならば、科学技術の資本の扱いというのを入れても良いかもしれないと思うのですけれども、金融サービスなど指摘できる。これは指摘できると書いておいて、これは至急に検討しろということで、是非このとおりやれということではないと思うので、これはこの表現でよろしいと私は思います。

では、10~11 ページの文はそれでよろしいでしょうか。少し急いで申し訳ありませんが、 15 ページの「(6)ストック統計の整備」についてはいかがでしょうか。何か御意見ございますか。

黒田臨時委員、どうぞ。

**黒田臨時委員** 12 ページの一番下の「イ 取組の方向性」の 2 行目に「中間年に当たる 平成 26 年に」云々という文言があるのですが、中間年というものは前の話ではスケジュール等も含めてこれから練るということになるとすると、平成 26 年が中間年になるかどうかもわからない。

**竹内委員長** 中間年というものは、別に真ん中という意味ではなくて、経済センサスの間のいつかの年という意味だと思う。

**黒田臨時委員** それはわかるのですけれども、そうすると平成 26 年が中間年になるかどうかもわからないわけですね。

竹内委員長 ですから、26年でなくて27年に実施するということもあり得ないではないかもしれませんが、少なくとも21年に実施しているわけですから、21年から5年で26年ですから、26年には実施した方が良いのではないかと私は思います。その26年は当面5年を目途とした基本計画の次のサイクルになりますから、26年ということを文書に書かなくてもいいのかとも思いますが、書いて悪いこともなさそうな気もします。

黒田臨時委員 「中間年に」で良いですか。

**竹内委員長** 23年の経済センサスは一応何らかで行われるとして、次の経済センサスを 行われる前にはやらなければいけないということはありますから、いいと思います。

黒田臨時委員 少し文言が引っかかるだけなのです。

**竹内委員長** それは適当にやらせてください。済みません、それでストックの方はいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 ストック統計の部分では、私自身も国富調査の重要性と物的データの重要性、そしてPIM(恒久棚卸法)と相互がそれぞれチェックすべきものであろうと思っておるのですが、言い回しとしまして私がWG2報告書のときに書いたものとは異なりまして、例えば6行目のところ「昭和45年を最後に『国富調査』が実施されない中で、償却率等の推計方法の信頼性を検証する必要性が指摘されてきた」と書いてありますので、そうする

と償却率等の推計方法の信頼性を国富調査によって検証できるような読み方ができてしま うとしますと正確ではありません。国富調査は償却率の信頼性を検証するのではなくて、 グロス(粗)のストックに対する既存資産の投資調査であって、少し論理がおかしくなっ てしまうかなかという感じがします。

そういう意味で、償却率等の推計方法の信頼性を検証する必要が指摘されていたこと自身は正しいのですが、国富調査が実施されない中でというのとは少し違うのかなというところで、もし問題がないようでしたら、「償却率等の係数が昭和 45 年の国富調査に依存している等課題が指摘されてきた」というような文面の方が正しいと思います。

もう一点、下の「イ 取組の方向性」の 15 行目になると思うのですが「資産別・制度部門別の推計を実施する」は固定資本ストックマトリックスを言い換えていただいたものだと思いますが、制度部門別というよりは産業別の方がむしろメインになってきておりまして、制度部門と産業とのクロスになると思うのですけれども、そういう意味で制度部門別産業別の推計を実施すると書かいただいた方が正確なのかと思います。そういう形でWG2でも議論してきております。

一方で、固定資本ストックマトリックスという言葉が聞き慣れないのかもしれませんが、 それ自身は平成7年の「統計行政の新中期構想」においても、固定資本ストックマトリッ クスという言葉を使っておりますので、仮に括弧書き等でもむしろわかりやすいかと思い ます。

竹内委員長 いかがでしょうか。やや字句の表現の上では、上の償却等の推計方法の信頼性云々という文章は少し言葉足らずのように私は思いますので、要するに、国富調査が最後 45 年に実施されてからずっと実施されなかったので、いろいろ新中期構想でも指摘した問題がいろいろあって、現在のストック統計そのものの在り方に、非常に信頼性に問題が起こっているということだと思うのです。ですから、それは今後、もう少し書き込んでも良いのではないかと思います。

産業部門別という点はどうなんですか。明確にそれが可能であればそう書いても良いんですけれども、余り可能でないことを明確に書くことは望ましくないとも思いますが、これはいかがですか。大丈夫ですか。

**野村委員** 実際に、現行でも産業別資本ストックを推計しておりますので。

竹内委員長 そうです。それで大丈夫ですか。

野村委員 加工統計としての推計精度の問題はもちろんございますが、各国でストック統計の作成では固定資本マトリックスの作成は標準的におこなっていることですし、日本でも産業連関表(基本表)の付帯表として 1970 年より公式に推計値が出ております。もちろん今後の精度向上を含め、それを構築していこうということはWG 2 でも議論してきています。

**竹内委員長** 目標としてというよりも実施すると書いてありますので、つまり実現可能 かということも含めて、望ましいことは私も異議はありませんけれども、いつ実施できる ものなのか。

野村委員 フローのマトリックスを産業別に推計し、産業別に積み上げて整合的にストック推計をおこなうことを前提にしないと、長年の課題である固定資本減耗の改訂に繋がりません。

竹内委員長 前提にしないとできませんが、それは実施されるのでしょうかということをここで議論したい。つまり、そういうことは望ましいということは結構なのですが、実施すると書いてあると、近々に実施することにしないとまずいので、そこは少し確認おく必要があります。

野村委員 リソースとの兼ね合いだと思いますが、内閣府は現在実際に実行されている プロジェクトであると思います。

竹内委員長 それを公表した形で。

舟岡委員 資産別にはできますか。

**黒田臨時委員** 資産別にやらないと償却率は出ないですね。資産別及び産業別かつそれをアグリゲートして制度部門をつくったと思いますから、制度部門だと産業だけではなくて、ほかの制度部門も当然ありますので。

竹内委員長 別にそれでよろしければそういうふうに言っていただいて結構です。

次は 25~26 ページ統計リソースの話でしょうか。25 ページに、要するに国民経済計算作成のためのリソースが非常に足りないということが具体的に書いてあるわけです。26 ページにはそれに対しているいろともう少し一般的な部分が書いてあるということでありますが、この表現については何か御意見はありますでしょうか。

もし特になければ、その次に 26~27 のところで、地方の実査体制の現状・課題というようなことに関連してですが、その前に御議論いただいた、分権委員会の方のいろんな問題が出ていて、それにどう対応するかという話もありますが、それは今後具体的な問題、結論が出たならば、何らかそれについてこちらの委員会としての見解も明らかにするということで、別に今は具体的な見解は特に述べないという形になっているわけでありますけれども、それでよろしいでしょうか。国と地方との連携の必要性というようなことも書いてあります。

もしそれでよろしければ、詳しくごらんになるとまた議論、御意見があるかもしれませんが、もしここで特に特段の御意見がなければ、御意見は今後いただいてもよろしいですけれども、中間報告の文案については責任は委員長に一任していただいて、最終報告をまとめるときまでの間にもう一度特に問題があれば議論していただくということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

黒田臨時委員、何か御意見がありますか。

黒田臨時委員 全体的に委員長に一任は良いのですけれども、今、取り上げられたところ以外のところで若干気になるところがありますので、16ページの「(1)サービス活動に係る統計の整備・充実」というところで、赤線で「また、科学技術に関する統計の整備

も課題となっている」と1行だけ加えていただいたんですけれども、何となく唐突なので、17ページに知的財産活動に関する統計云々という話があるのですけれども、もう少し広い意味で科学技術統計というものはこれから必要だろうという気がしていますので、何か書きぶりを工夫していただけたらと思います。

19ページの環境統計のところについては、確かにCO2とか温暖化ガス問題は非常に重要なわけですけれども、別添の方ではエネルギー統計等とのこともかなり詳しく触れられているわけで、環境統計というものはもっと広い意味でこれから水質の問題とか大気だけではないいろんな問題がどんどん出てくる可能性が十分ありますので、そういう意味では広い意味での書きぶりを少し考えられた方が基本計画としては重要な意味が指摘できるのでではないかという気がいたします。

細かいことですけれども、以上2点だけ。

竹内委員長 科学技術のことは、今後、表現はもう少し書き足しても良いかと思います。 環境統計については、整備すべき分野が多岐にわたると初めに書いてあるので、それが多 岐にわたることには触れてあるのんだと思います。その中で、具体的には温室効果ガスの 話と廃棄物・副産物の把握などを対象としたと書いてあるんですが、それ以外もあるかも しれませんが、環境統計に関しては基本計画の中でどこまでどういうふうに書くかという ことは難しくて、というのは、基本的には環境省が取り組んでいただく問題の中で、統計 委員会が対象とすべき公的統計の中にどれだけ入るのかということについては、余り整理 が十分できていないところもあるので、一応CO2問題と廃棄物・副産物の問題というも のは当然まともに取り上げる必要があると思いますけれども、その他はどうするかはまだ 今のところ言えないと思います。

**舟岡委員** 課題を十数個に整理して、それらの課題の中で取り上げるべきタイムスケジュールを検討して、とりあえずこの 5 年の基本計画の中では温室効果ガスと廃棄物に早期に重点的に整備の矛先を当てたということです。

竹内委員長 廣松委員、どうぞ。

**廣松委員** 全体としての印象ですが、いただきました資料について、本文が 36 ページ、別表が 31 ページ、別添が 7 ページと大変大部なものになっています。このような中間報告という形で 4 つのワーキンググループの報告をまとめていただいたという意味では、大変よくできていると思うのですが、少し気になりましたのは、別表のところです。もしこれが工程表に相当するものだとすると大き過ぎる。プライオリティー付けと同時に可能であればもう少し精査するような形で、別表を整理する必要があるのではないかと思います。

恐らくパブリック・コメントにかけた場合に、いろいろ意見が出てくるでしょうが、これから最終報告に向けての基本計画部会の1つの重要な役目は、プライオリティー付けを どういうふうにしていくかということを考えることではないかと思います。

**竹内委員長** そうですね。別表、別添のところの議論の仕方をもう少し考える必要があると思いますので、とりあえず中間報告後の最終案というのですか、最終報告をまとめる

間にまとめる御議論があると思うのですが、御意見がここにあったらもう一度伺わなければいけないのかな。いいですか。

**舟岡委員** 別表の8~9ページにかけてですが、統計基準の設定のところで、バサッと スリム化したことは良いのですが、中の文章を抜いたことで意味が通じないところが出て きたので、委員長にお任せしますが、少し訂正しておいていただきたい。

竹内委員長 どこですか。

舟岡委員 統計基準として、日本標準産業分類と疾病等に関する分類について、現在この2つの統計分類が政令で指定されていますが、これらは今後も総務大臣の公示によって効力が発揮することとして、引き続き統計基準になります。ここに記す「現在の」とか「その後の」というのは、要らないだろうと思います。このままでは文章の意味が違ってしまっています。現在の分類の内容を引き続きの趣旨なのに、「現在の日本標準産業分類は」ということになっていますが、日本標準産業分類は今後も引き続き疾病分類と同様に統計基準として継続するものです。その趣旨がちゃんと伝わるように若干の訂正をしていただけたらと思います。

**竹内委員長** だから、引き続き統計基準として設定し公示するという文章はそれで良いのですか、そこはまずいのですか。

**舟岡委員** 「現在の」というのは要らないだろうということです。

**竹内委員長** つまり「現在の」を取った日本産業分類は、引き続き統計基準として設定 し、公示するという文章だけでよろしいんですか。

**舟岡委員** そうです。そういうことになります。そうすると、「その後の」というのも要りませんね。

竹内委員長 「その改訂に当たって」はでいいんですね。

舟岡委員 はい。

竹内委員長 わかりました。

廣松委員 細かい点ですが、実施時期に関していろいろな表現があることはいたし方がないというか、先ほど申し上げたような整理をしていただければと思います。しかし、例えば 13 ページのところで、全国消費実態調査のモニター方式のことが触れられていますが、そこでの書き方は、平成 25 年中に結論を得るとなっています。ということは恐らく平成 26 年調査、つまり次回調査の企画を具体的に立て始める年までにという意味だろうと思うのですが、そういう表現と、例えば 17 ページのその他の 2 つ目の 住宅・土地統計調査に関しては、平成 25 年調査の企画時期までにというような書き方になっています。先ほど全国消費実態調査では平成 25 年中となっていましたが、どうして平成 25 年なのかという理由がよくわからない。このままだと 5 年もほうっておくのかという批判も出てくると思いますので、その辺はある程度統一をしていただいた方が良いのではないかと思います。

竹内委員長 そうですね。これは事務局にお伺いしたい意見ですが、21年中にというか 22年中にということは良いのですけれども、25年度を目標にと書いてあるのは、なぜ 25 年度であるかは書いておいた方が良い。そうでないと、5年先まで引き延ばすみたいなことにとられても困りますから、25年とか特に26年、27年があるか知りません。平成27年の調査の企画時期までにというような文章もありますけれども、これは国勢調査の場合当然ですが、そういう後の方の年次で書いてあるものについては、その前提にある理由を書いた方が良いということは私もそう思います。

野村委員 少し補足させていただきますが、先ほどのストックの件で資産別、産業別というところで、産業別そのものの推計を行うこと自体は勿論諸外国でも標準的に行われていることですので全く問題はないと思いますが、その別表の方は固定資本減耗について別表の1ページ目の方ですが、真ん中辺の固定資本減耗の上から3つ目ぐらいのところで、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度の推計値を得るとはっきりここに書いてしまっておりますので、これがストック統計の資産別、産業別推計と対応しているわけです。ですので、もう少し「実施する」を穏やかな表現にするのであれば、「実施を検討する」という部分につきましても、固定資本減耗の改訂をここまで具体的に書かないという選択肢もあるのかと思います。後は事務局にお任せしたいと思いますが、少し表現が強いかもしれません。

竹内委員長 ほかに別表とか別添についての御意見はございますか。

別添についてもまた改めて、これもやはり承知しないという御議論もあるかもしれませんけれども、余りそれはしていただきたくないと思います。

**舟岡委員** 前回も発言しましたが、別添で基幹統計として実施することが適当な統計について、ここに掲げた統計名はこのままでは不適当ではないでしょか。旧統計法ですと、指定統計調査を規定する条文として、統計調査を指定するということでしたが、新統計法のもとでは基幹統計について、統計に対して指定するということですので、統計名称に変更した方が適当だろうと思います。

**竹内委員長** 済みません。今、舟岡委員のおっしゃったのは、どこですか。この表の中の何番に当たるところですか。

**舟岡委員** 労働力調査とか家計調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査等々の調査 名称が記されているものについてです。

**竹内委員長** これは、でも現在は指定統計として実施されているわけで、現在指定統計 として実施されているものはつまり家計調査とか労働力調査とかなんです。だから、それ を基幹統計にしましょうということですね。

舟岡委員 名称変更は後で良いのですか。

**竹内委員長** 今度新たに基幹統計の名前にしたときに、これをこのままにするかどうかは別の話だと思う。私も疑問に思って事務局に伺ったら、そういうことだということです。 現在の名前がここに書いてあるのは、そういう意味なんです。現在指定統計として実施されているものについて、その名前を書いて、それを基幹統計にするということだと思いま す。

ですから、ここの中に「~統計」という名前と「~調査」という名前が混在しているので、私もそれはちょっと気になったのですが、一応そういうことになります。

ほかに何かございますか。もしなければ、とにかく中間報告の文案のところについては、今後御意見があればお寄せくださって結構ですが、とりまとめについては委員長に一任していただくということにして、必要に応じて、最終報告をまとめるまでの間にはまたパブリック・コメントや何かがあり、いろいろ外からの意見もありますので、それはまたそのときに議論していく必要があるかと思います。ただ、パブコメにこれをもう出しますから、パブリック・コメントが出てきて、パブリックに基づいて変えるのは良いですけれども、パブリック・コメントを受けてからまた全然違うところを変えてしまうのはパブリックに対する背信行為になるかもしれないので、それは余りやりたくないと思います。

それでは、資料 5 によりまして、私の方で所要の修正はすることにして、中間報告をとりまとめるということにさせていただきたいんですが、その点について御承認をいただけますでしょうか。

# (「異議なし」と声あり)

竹内委員長 では、よろしくお願いいたします。これまで大変いろいろと皆さんに御協力いただきまして、どうもありがとうございました。基本計画につきましては、年末の答申に向けて今後も御審議もいただく必要はあると思いますが、そのスケジュールについて、確認をしていただく必要がありますので、事務局から御説明ください。

内閣府統計委員会対等室長 今後のスケジュールですけれども、今日とりまとめていただいた中間報告を踏まえて総務省によってパブリック・コメントの実施をしていただきます。期間は30日間です。また、それと平行して、各府省からの御意見もちょうだいしていきたいと思っています。と言いますのは、基本計画の最終答申というのはなるべくそのまま閣議決定できるものとしてとりまとめたいということもありますので、その答申を実効性のあるものにするために、各府省からいただいた御意見は慎重に検討して、取り入れるべきは取り入れていきたいと思います。ですから、先ほどのまさに別添、別表に書かれていた部分に関しては、御意見を聞きながら、ここは是非ともやるべきだ、ここはそれほど優先順位は高くないのではないかというような先ほど廣松委員もおっしゃったようなメリハリ付けを今後していく必要も出てくるのではないかと思います。ですから、そういう重要な案件に関する意見については、今後の基本計画部会の場でいろいろと審議をしていただきたいと考えています。各府省の方もそういった趣旨を御理解いただいて、最終答申に向けて御協力を是非お願いしたいと思います。

今後の審議予定ですけれども、委員会を少なくとも3回は実施しなければいけません。現状では11月10日は多分もうアナウンスしてあると思うのですが、11月10日月曜日。その次が12月8日の月曜日。それから、12月22日の月曜日が最終回ということになりまして、そこで最終答申がなされるということです。

審議状況によって、なるべくそうならないことを期待したいんですけれども、上記の日程に追加して会合を開く場合もあるということです。

また、今日、お認めいただいた中間報告を内閣府報道室と総務省広報室を通じて記者クラブに配付する、資料として本体のほかに参考として用意した「概要」をお配りしてあります。よろしくお願いいたします。

以上です。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。何か御質問あるいは御意見ございますか。 こういう予定でやりますので、まだ今後何回もお願いするかもしれませんが、よろしくお 願いいたします。

それでは、最後の議題ですが、総務省が計画しております平成 23 年経済センサス活動調査の第 1 次試験調査です。経済センサスそのものが先ほどからいろいろ問題になっているわけですが、とにかくそれに関して第 1 次の試験調査というものの計画が企画されておりまして、経済センサスそのものは非常に重要な案件でありますけれども、そのための第 1 次試験調査というものは軽微な案件ということでして、処理されても良いのではないかということで、総務省から軽微案件として処理したいというお話です。

ただ、全体は非常に重要なことでありますので、内容を詳しく伺って、その上で軽微案件として承認するということであればそれでいきたいと思いますので、少し御説明をいただきたいと思います。

政策統括官室 政策統括官室でございます。今般、総務省、経済産業省から、平成 23 年経済センサス活動調査の第 1 次試験調査の調査計画についての承認を求めてまいりました。内容を審査いたしまして、調査実施の必要性は認められるということで承認をしたいと考えておりますけれども、経緯等を資料 6 ということで用意をさせていただいております。

まず計画につきまして簡単に説明させていただきます。資料6の参考資料2というポンチ絵をごらんください。この調査につきましては、23年に実施されます、23年経済センサス活動調査の企画立案に資するため、調査事項あるいは調査方法等に関しまして、実地の検討により、同調査の実施計画の立案に必要な基礎的な資料を得るということを目的に実施するものでございます。

この調査によりまして検討をする事項につきましては、真ん中の枠にございますけれど も、大きく3つございます。調査事項と調査票、それから、調査方法、3つ目として、調 査事務でございます。

調査実施方法といたしましては、試験調査を2回ほど計画をしておりまして、今回はその1回目の調査ということになります。検証事項の1つ、調査事項、調査票でございますけれども、産業別の経理事項等の設定、把握単位の在り方、記入上の取扱い等が適当かどうかといったことを検証する、あるいはその調査票の種類、OCR調査票を導入するかどうかといったことの適否をも検証をするということです。調査方法につきましては、新設

事業所や産業転換事業所の調査方法をどうするのかといったことを検証したい。あるいはその調査票を記入するに当たっての期間が適当かどうかということも検証する。提出されない場合の調査票の回収をどうするのかといった回収督促の方法についての検証を行うということであります。また、今回、外部資源の活用方法、いわゆる民間委託の方法等について検証をするというようなところでございます。

調査は平成 21 年 1 月 16 日現在で全国の民営企業の 1,800 企業、事業所にいたしますと約 18,000 事業所を対象に実施いたします。ただし、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス業につきましては除外するとしております。

これらの産業を除くのは、例えば製造業について言いますと、この試験調査が実施される同じ時期に工業統計調査という指定統計調査が実施されますので、報告者の負担軽減を図る観点から除外するというような理由でございます。

調査事項は事業所に関する事項といたしましてそこにございますが、名称、電話番号、 所在地、開設時期、従業者数等。企業に関する事項といたしましては、経営組織、資本金、 決算月、持ち株会社か否か等を調べるということでございます。

調査事項の詳細につきましては、調査票をごらんになっていただければと思いますが、 後先になりますけれども、調査票につきまして、若干説明させていただきます。色刷りに なっているかと思いますが、調査票はA3版の裏表を使ったもので、表面で共通的な事項 を調査いたしまして、裏面で産業別調査事項を把握するという設計になっております。調 査票は大部でありますけれども、上の方から4枚が調査票の表面ということになろうかと 思います。調査票の一覧表というのが一番上にございますけれども、その下から見ますと 4枚ほどが表面ということになります。

調査票1と2は内容的には同じでございますが、単独事業所に関わるものということであります。内容的には同じということですが、実は先ほど少し申しましたけれども、OCRで調査することができるかどうかということを見るために、調査票はOCR仕様になっているということでございます。同じようなOCR仕様に関わるもの、建設業について裏表で、当然裏表がOCRになれば当然裏面がありますが、裏面に当たるところは建設業の調査票がOCRで調べようということでございます。

調査票は企業用。調査票4が本省において傘下事業所について作成するものということで、傘下事業所用ということになります。

5ページ目以下になりますけれども、調査票 A 以下の、いわゆる農林漁業以下につきましては、産業別の調査票ということでありまして、おおむね日本標準産業分類の大分類に対応した調査票となっております。

参考資料 2 に戻りますけれども、今回の調査は民間事業者に委託して実施するということにしておりますので、民間事業者から調査対象の企業に調査票が配付されることになります。回収は基本的には郵送ということでございますが、希望があれば電子媒体による調査票の提出もできるということでございます。

調査方法につきましては、本社において傘下事業所の状況についても記入する、本社一 括調査を導入するということでございます。

試験調査を実施しました後、調査対象にアンケートを行いまして、調査法を改善すべき こと等を把握するということを計画しているということでございます。

以上のような点が計画でありますけれども、資料6に戻っていただきますと、審査いた しました結果、調査実施の必要性は認められますけれども、幾つか検討すべき課題もある、 認められるということでございます。

その課題といたしましては、そこの2以下、2、3、4というところで整理してございますが、まず調査方法に係ること、2つ目が調査対象に係ること、3つ目が調査事項に係るものということでありますが、調査方法につきましては、今回、民間事業者に委託して実施しておりますけれども、これはさきに述べましたように、調査企画に必要な、いわゆる外部資源の活用方法を検討するということで適当と考えられますけれども、民間事業者を経由しない、例えば地方公共団体を経由するといった調査方法との比較検証を行うといった、多様な調査方法を検証する計画にはなっていないということであります。

これは予算的な制約とか地方公共団体の事務負担といったことを考えますとやむを得ないのかなと考えますが、本体の 23 年調査のときには、調査方法が更に多様化・複雑化するということが想定されますので、21 年度に実施を予定しております第 2 次の試験調査において、本体調査により近い形で調査方法の検証を行うということが必要なのではないかと考えております。

調査対象に係ることでございますが、先ほど製造業ですとか、電気・ガス・熱供給・水 道業等は除くということでございましたけれども、これは報告者の負担軽減の観点からや むを得ないのかなと考えております。

調査事項に係る主な審査事項ということで、4ポツございますが、調査事項につきましては、基本的な事項、産業横断的な事項がございますけれども、これらはいずれも政府内でのこれまでの検討の中でやってきました枠組みですとか、経済センサス企画会議の中間とりまとめ等の内容を踏まえたものであって、おおむね妥当であろうということでございますが、こちらの基本計画の審議の中でも議論されておりますけれども、投入構造の把握ですとか、従産業の把握に係る調査事項が不足しているのではないかと考えられます。これにつきまして、調査実施者の方からは、別途調査研究を行いまして把握の可能性ですとか具体的な把握事項について検討をするという回答をいただいておりますので、この試験調査で把握しないことについてはやむを得ないのかなと思います。ただ、調査研究の結果につきましては、第2次試験調査の中できちんと適切に反映させるということが必要であると考えております。

以上のような審査結果でありますけれども、調査系統の多様化の可能性に係る更なる検証、投入構造及び従産業の把握の可能性とそのための具体的な調査事項に係る検証、もう 一つとして、第1次試験調査で得られた問題点を第2次試験調査へ反映することといった ことが、この承認に当たって実施者に課すべき課題であろうかと考えております。

このような審査結果を踏まえまして、出ました計画でありますけれども、この調査の取扱いにつきましては、先ほど委員長の方からお話がございましたけれども、この調査が統計報告調整法に基づきます統計報告の調整、つまり承認統計調査という形で実施されます。統計報告調整法の施行令第1条の2の中で、指定統計と密接に関連する承認統計調査を承認しようとするときは、統計委員会の意見を聞かなければならない。ただし、統計委員会が軽微と認めたものについてはこの限りではないとされております。

この規定はまだ来年の3月いっぱいまで生きておりますので、これが適用されます。

統計委員会が軽微なものとみとめるものにつきましては、資料6の参考資料1に添付さしてございます。従来、この1の(1)の例集に8つほどございますけれども、これに該当すれば軽微なものと簡単に判断できるわけでありますけれども、本件の試験調査につきましては難しいということでございまして、その(2)でございます。委員長と関係する部会の長、いわゆるここでは企業統計部会になりますが、そこに御相談して判断するということになりますが、今回委員長と企業統計部会長に御相談をいたしまして、軽微な事項として処理をさせていただくことにつきまして、御了解をいただいたというところでございます。ただ、軽微な事項として処理する場合、通常ですと承認後に承認しましたということで、計画の内容について舌足らずでありますけれども、報告させていただきました。

以上でございます。

竹内委員長 ということでありまして、これは経済センサス活動調査そのものは非常に重要な、指定統計というかこの基幹統計になるわけですから、それと密接な関係がある調査であるということであれば、正規に取り上げることもできると思うんですけれども、つまり軽微案件でない取扱いができるとも思うんですけれども、平成21年1月に実施するということについて、今から部会に審査して何とかというのでは時間的な余裕も全くないと思います。経済センサス活動調査について御議論いただくことは先ほどもう既に決めたことだと思うのですが、むしろ、その中で、この試験調査の結果を御報告いただきたいと思いますが、とりあえずこの計画そのものは、一応軽微な案件としてここで処理させていただくということでよろしいのではないかと私は思ったんです。美添委員はいかがですか。

美添委員 全く同じ意見です。

黒田臨時委員 1点だけ。軽微なものとして扱うのは私は構わないと思うんですけれども、ここにも指摘されているように、投入調査の把握とか、恐らく今度の本調査のときに施行してみたい幾つかの項目というのはあると思うんです。それが本当に調査できるのかできないのかということを試験調査の部分に載せておかないと、試験調査をやる意味がないものが幾つかあるんだろうと思うんですけれども、そういうものについてはコメントだけで次回に回すということも1つの手ですけれども、そこをよく考えていただいた方が良いかと思います。

竹内委員長 それはまだ第 2 次試験調査の可能性の分があるんです。ですから、それは そういうことがなるべく望ましいということは今コメントとして残しておいて、第 2 次試 験調査の計画にしてはもう少し御協力いただきたいということでよろしいでしょうか。

大守部会長代理、どうぞ。

大守部会長代理 軽微な案件ということでよろしいと思いますが、中身について簡単に質問と言いますかコメントがあります。1つは従業者数を聞いているところで、臨時雇用者は今注目を浴びている項目の1つだと思いますけれども、その定義は日々雇用している人というのを含むということになっているのですが、これはある特定時点の調査で、特に1月1日現在という調査ですと、重箱の隅をつつくようで恐縮ですけれども、問題がないか?平均的と考えられる日をとって答えていただくことを想定しているのか、その辺どういうふうに考えたら良いかということが気になります。

もう一点は、私はもう少し重要ではないかと思うんですが、後ろの方の産業別の調査票を見ますと、「最近1年間」として、括弧して「この期間で記入困難な場合は最寄の決算日前1年間の販売額等を記入」してほしいとなっています。この聞き方自体は企業によって決算月が違いますからやむを得ないと思うんですが、どの期間について答えたのかということを聞かなくてよいかどうか。これは記入者負担もそれほど大きくないと思います。、聞くところによりますと、工業統計等でも前の年度の数字を答えている企業もあるんだということで、そうしますとこの情報をどういうふうに加工統計側で使うかということとも関係してきますので、そこの点も気になるということを申し上げたいと思います。

**竹内委員長** その点はこういうところを御検討いただけるならば、御検討いただいた方が良いと思いますが、吉川委員長代理、どうぞ。

吉川委員長代理 形式的には軽微な事項ということで、それに反対という意味ではないんですが、ただこれは経済センサスの準備ですね。この経済センサスそのものは言うまでもなく大変重要な統計で、先ほど今日既にSNAとの関係なども見たわけで、この 23 年からの経済センサスがどのような形で具体的な調査事項も設計されるかというのは、既に今、大守部会長代理からも大変具体的な御指摘があったんですが、この統計委員会としても大変大きな関心事項だろうと思います。この基本計画のここで、調査票も具体的に配っていただいたわけですけれども、今この時間で全部私たちが議論するというのはやはり不可能だろうと思うんですが、統計委員会としてはどこの部会がこの経済センサス本体までずっとウォッチしていくことになっているんでしょうか。

**竹内委員長** その点につきましては、経済センサス活動調査の諮問が出れば、それはその諮問の段階でどこかの部会に見ていただくということになります。しかし諮問が出る前の段階から既に統計委員会としてはフォローしていく必要があると思います。是非そうしていきたいので、2つの面があると思います。

1つは基本計画に関係するということで、基本計画部会で議論するということです。も う一つは、いろいろ報告をいただいて、それについて意見を述べる。意見を述べるという ことは、つまり決議をするわけではないということですが、そういうような形での議論の 仕方もあると思うのですが、いずれにしても具体的に少しフォローしていきたいと思って おります。なお、諮問をいつどういう形で出していただくかというのはまだ決まっていな いのです。

吉川委員長代理 ただ、やや形式的に言って、諮問とおっしゃっているのは本体、センサスそのものですね。そのセンサスそのものをちゃんとやるための準備としてこういうのが出てきているわけですから、現時点においてはまだその諮問が出ていないというのはまさにおっしゃるとおりかもしれませのけれども、その準備をどういう形でしたら良いのかということは、センサス本体をどのようなものとするのが良いのかというと、コインの裏表ですね。

竹内委員長 ですから、その点につきましても、今後いろいろ御報告いただきたいと思うのですが、ただ、この件につきましては、とにかく1月にやるということは前から決まっていて、今からここで取り上げてああだこうだという議論は少し時間的余地がないので、これはここで一応仮に軽微な案件として処理させていただきますけれども、そのことは別に第2次の試験調査も軽微な案件とするということを全く意味しておりませのので、今日はこの分についてだけ御了解いただきたい。

吉川委員長代理 それに対する異論では全然ないんです。ただ、既に大守部会長代理からも具体的な指摘が出たわけですけれども、そうした具体的な指摘というのは専門家の目から当然出てくる可能性が今後もあるんだろうと思うのです。それが実施する事務局と健全な形で対話ができるような場を統計委員会としてどこかに設けておくということが必要なのではないかという意見です。

竹内委員長 それは全く私も同意でありまして、先ほど少し申しましたように、基本計画部会でよいのかどうかは分かりませんが、とにかく経済センサスの内容について伺って、いろいろ意見を述べる場というのはかなり何回もつくっていく必要があると私は思っています。

事務局、どうぞ。

内閣府統計委員会担当室長 そのように対応させていただきます。

**竹内委員長** それでは、この件は、とりあえず軽微な案件として処理させていただいた ということにして、御了解いただきたいと思います。

それでは、総務省政策統括官から連絡事項があるということがございますので、お願い いたします。

**総務省政策統括官** 済みません、長くなりました。お手元の参考資料の一番最後の方、報道資料ということで、統計法施行規則案に対する意見募集というものを参考で配付させていただいております。これは委員の皆様にもまず 10 月 9 日ぐらいに E メールでもう御連絡をさせていただいていますから、この場を借りて重ねて御連絡させていただきます。

総務省では、来年の4月1日の統計法の全面施行に向けまして、ただいま事務手続を整

備する政省令の整備を進めておりますが、このたび統計法の委員規定に基づきまして、事務の手続等を示すのは総務省令でということで、統計法施行規則を参考資料のとおり、去る 10 月 10 日から 11 月 10 日までの期間、パブリック手続に則ってパブリック・コメントにかけておりますので、その御連絡をこの場でさせていただいたということです。以上です。

**竹内委員長** これは御連絡ですので、そういうことであります。そうすると、今日の案件はそれで終わりです。それでは、次回のことを御連絡ください。

内閣府統計委員会担当室長 先ほどもアナウンスいたしましたが、次回は統計委員会基本計画部会の合同開催で 11 月 10 日月曜日、15 時から、次回はこの建物の 1 つ上の 12 階の 1208 特別会議室において開催をさせていただきます。当日は案件がたくさんあることが予想されますので、審議時間を若干延長させていただくと思いますので、御了解をお願いいたします。正式な開催通知は追ってお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

**竹内委員長** それでは、今日の委員会をこれで終わりたいと思いますので、どうもありがとうございました。